

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事計画の届出についての確認結果

(電気事業法に基づく届出の概要)

1. 届出者及び届出年月日等

届出者：日本原子力発電株式会社 取締役社長
村松 衛

届出年月日等：

平成30年10月 5日 (発室発第102号)

補正年月日等：

平成30年10月12日 (発室発第114号)

2. 発電所の名称及び位置

名称：東海第二発電所

位置：茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1

3. 発電所の出力及び周波数

出力：1, 100, 000 kW

周波数：50 Hz

4. 届出範囲

(一) 原子力設備

2 原子炉冷却系統設備

5 残留熱除去設備

(4) 主要弁

4 燃料設備

3 使用済燃料貯蔵設備

(8) 使用済燃料貯蔵槽の水位又は漏えいを監視する装置

4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備

4. 1 燃料プール冷却浄化系

(5) 主配管

6 廃棄設備

2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備

2. 2 液体廃棄物処理系

2. 2. 1 機器ドレン処理系

(4) 容器

(8) ろ過装置

(10) 主配管

2. 2. 2 床ドレン処理系

(7) 貯蔵槽

(8) ろ過装置

- (10) 主配管
- 2.3 固体廃棄物処理系
- 2.3.1 固体廃棄物処理系
- (4) 容器
- (10) 主配管
- (14) 減容・固化設備に係る焼却装置、熔融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器
- 3 堰その他の設備
- (2) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰(放射性廃棄物運搬用容器にあっては、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する設備)

- 1.1 補助ボイラー
- 2 燃料貯蔵設備

5. 工事の種類・内容

種類：発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容：原子炉冷却系統設備、燃料設備、廃棄設備及び補助ボイラーに属する燃料設備の改造等

6. 届出理由

平成24年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正並びに関連規則等の改正を踏まえた工事に伴い、以下の変更を行う。

- (1) 原子炉冷却系統設備のうち、残留熱除去設備の主要弁について、信頼性向上の観点から取替えを行う。
- (1) 原子炉冷却系統設備のうち、残留熱除去設備の主要弁について、信頼性向上の観点から取替えを行う。
- (2) 燃料設備のうち、使用済燃料貯蔵槽の水位又は漏えいを監視する装置である使用済燃料プール水位・温度(SA広域)について、信頼性向上の観点から新設を行う。
- (3) 燃料設備のうち、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の主配管について、信頼性向上の観点から主配管の改造を行う。
- (4) 廃棄設備のうち、液体廃棄物処理系設備(プリコートタンク、廃液フィルタ、床ドレンフィルタ及び主配管)、固体廃棄物処理系設備(廃液中和スラッジ受タンク、濃縮廃液計量タンク、ミキサー洗浄タンクA/B、バッチタンク、スラッジ計量ホッパー、チャージホッパー、苛性溶液タンク、セメントサイロ、セメント計量ホッパー、遠心分離機、スラッジコンベヤー、アウトドラムミキサー、セメントコンベヤー、ドラムコンベヤー及び主配管)及び堰(連絡配管路出入口、サイトバンカ非常用出入口)について、撤去又は撤去に伴う改造を

行う。

- (5) 廃棄設備のうち、格納容器機器ドレンサンプ及び格納容器床ドレンサンプについて、信頼性向上の観点から新設する。
- (6) 補助ボイラーに属する燃料設備のうち、燃料貯蔵設備である重油貯蔵タンクについて、火災時の影響低減のため、埋設式のタンクへの改造を行う。

(処理概要)

1. 処理意見

電気事業法第48条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件（同法第47条第3項第1号に掲げる要件（同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。））に対して、電気事業法第112条の3第1項及び同条第2項の規定により、適合しているものとみなされる。